

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局情報公開推進室、個人情報保護室

行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室

自治行政局行政課、行政体制整備室

評 価 年 月 平成19年6月

1 政策等

政策5

行政の透明性の向上と信頼性の確保

（政策の基本目標）

国の行政機関等における情報公開、個人情報保護及び行政手続の各制度の適正かつ円滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

（ア）情報公開制度

行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府及び独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独法情報公開法」という。）の適正かつ円滑な運用を行う必要がある。

（イ）個人情報保護制度

行政機関及び独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法個人情報保護法」という。）の適正かつ円滑な運用を行う必要がある。

イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的として、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し共通する事項を定めた行政手続法（平成5年法律第88号）や、民間企業等の事業活動に係る具体的な行為が特定の法令規定の適用対象となるかどうかについて行政機関があらかじめ回答し当該回答を公表する手続を定める「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）について、適正かつ円滑な運用を行う必要がある。

ウ 地方公共団体の情報公開条例及び行政手続条例の制定及び適正かつ円滑な運用

これからの地方公共団体は、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。そのため、行政上の意思決定の内容及び過程を住民に明らかにする制度を整備していくことが必要であり、行政機関情報公開法第 26 条、行政手続法第 46 条の規定を踏まえ、情報公開条例、行政手続条例の早期策定を促していく必要がある。

(2) 主な施策の概要

ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

(ア) 情報公開制度

行政機関情報公開法及び独法情報公開法の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、各行政機関等における開示請求や不服申立ての状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発の実施、情報公開・個人情報保護審査会の答申や情報公開法に関する訴訟の判決等から、開示・不開示の判断の際に参考となる事例を整理し、各行政機関に配布している。

(イ) 個人情報保護制度

行政機関個人情報保護法及び独法情報公開法の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、行政機関等における監査・点検・教育研修の状況や個人情報の漏えい等の状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発、行政機関等連絡会議による情報共有等を行っている。

また、法施行後に、従来公表していた情報を公表しなくなった、又は公表する幹部職員の情報にバラツキがあるとの指摘に対し、各府省の人事担当部局等と調整しながら、対応を検討した。(平成 19 年 5 月に、国の行政機関における幹部公務員の略歴公表の基本的考え方について取りまとめ、各府省に通知。)

イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用

行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、審査基準の設定等を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発等を行っている。特に、平成 18 年 4 月から施行された意見公募手続等については、施行後、1 年しか経過しておらず、周知の徹底を図っている。

また、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」に基づくいわゆる日本版ノーアクションレター制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、実施状況調査の実施等により、照会・回答内容の公表状況の把握等を行っている。

ウ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上

情報公開条例、行政手続条例の早期制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行うため、制定状況を調査、公表し、必要に応じ助言を行う。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

なし

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

ア 主な指標

主な指標	目標値	目標年度	18年度
行政機関情報公開法等の施行状況			ア 行政機関情報公開法及び独法情報公開法について、施行状況調査を実施し、公表(18年9月) イ 行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法について、施行状況調査を実施し、公表(18年9月)
行政手続法の施行状況			行政手続法について、施行状況調査を実施し、公表(18年5月)

各施行状況については、「(3) 目標の達成状況の分析」を参照。

イ 参考となる指標

参考となる指標	16年度	17年度	18年度	
地方公共団体の情報公開条例制定率		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
	都道府県	47団体 (100%)	47団体 (100%)	47団体 (100%)
	政令指定都市	13団体 (100%)	14団体 (100%)	15団体 (100%)
	市区町村	2,890団体 (92.9%)	2,319団体 (96.5%)	1,822団体 (98.9%)
地方公共団体の行政手続条例制定率		平成16年3月	平成17年3月	平成18年10月
	都道府県	47団体 (100%)	47団体 (100%)	47団体 (100%)
	政令指定都市	13団体 (100%)	13団体 (100%)	15団体 (100%)
	市区町村	3,126団体 (99.5%)	2,516団体 (99.4%)	1,818団体 (99.6%)

昨年度までは主な指標としていたが、情報公開条例、行政手続条例は地方公共団体が自ら制定するものであり、制定率の目標を定め、その達成状況から総務省の政策を評価することは困難であることから、参考となる指標とした。

(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

(ア) 情報公開制度

平成 17 年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、開示請求の多くを占める国税庁において、高額納税者の公示期間経過後における公示書の開示請求について不開示決定する取扱いに変更するとともに、その旨を開示請求者等に周知したことにより、請求件数が減少(H16:5.1 万件 H17:4 万件)したことなどから、年々増加していた件数が減少している。

開示請求の件数

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
行政機関情報公開法	48,670 件	59,887 件	73,348 件	87,123 件	78,639 件
独立行政法人等情報公開法		5,567 件	5,821 件	6,594 件	4,487 件
計	48,670 件	65,454 件	79,169 件	93,717 件	83,126 件

このように、開示請求件数は、行政機関情報公開法等が施行されて初めて減少しているものの、依然、83,126 件と多くの国民に利用されている現状から、本制度については、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。

(イ) 個人情報保護制度

行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法が施行され、初めての施行状況調査の結果をみると、個人情報保護管理規程等はすべての機関で整備済みであるが、一部の行政機関等において、監査・点検や教育研修などが実施されていない。

監査を実施した機関	行政機関	28 機関 / 40 機関 (70 パーセント)
	独立行政法人	123 機関 / 226 機関 (54.4 パーセント)
点検を実施した保護管理者の割合	行政機関	96.5 パーセント
	独立行政法人	92.3 パーセント
各機関における教育・研修の回数	行政機関	5,151 回
	独立行政法人	729,839 回

また、一部において、漏えい等事案（行政機関で 320 件、独立行政法人で 855 件）が散見されるものの、次のとおり、すべての事案について再発防止策が講じられている。

（単位：件、％）

		行政機関	独立行政法人等
再発防止策を講じた事案の件数		320 (100)	855 (100)
内 訳	管理体制の整備	206 (64.4)	54 (6.3)
	安全管理規定の整備	17 (5.3)	126 (14.7)
	物理的安全管理措置	19 (5.9)	276 (32.3)
	技術的安全管理措置	4 (1.3)	68 (8.0)
	職員の教育・研修	213 (66.6)	669 (78.2)
	職員の監督強化	113 (35.3)	82 (9.6)
	委託先の監督強化	5 (1.6)	111 (13.0)

（注）１．１件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と再発防止策を講じた事案の件数とは一致しない。

- ２．「管理体制の整備」は、個人情報保護担当者の指定等体制に係るものをいう。
- ３．「安全管理規定の整備」は、マニュアルの整備等規定に係るものをいう。
- ４．「物理的安全管理措置」は、入退室管理のための施設の整備等をいう。
- ５．「技術的安全管理措置」は、データへのアクセス制限、データの暗号化等をいう。

このように、一部においては、漏えい等事案の発生が見られるものの、すべての事案において再発防止策を講じるなどの措置が図られているところであり、また、各行政機関に対し、このような結果を踏まえ、改めて個人情報の管理等のために必要な措置を講じるよう通知していることなどから、本制度について、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。

また、平成 18 年度には、両制度の適正かつ円滑な運用を確保するため実施している広報活動、調査研究等の契約について、一般的な随意契約から企画競争を経た随意契約に移行するなど、予算執行の効率化のために取り組んでいることも認められる。

イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用

（ア）行政手続法

平成 17 年度に、各府省における行政手続法の施行状況を把握するため、同法の施行状況調査を実施し、平成 18 年 5 月にその調査結果を公表した。（詳細は、平成 18 年度実績評価書に記載のとおり。http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060714_1_03_05.pdf）

また、平成 18 年 4 月から施行されている意見公募手続等を含めた行政手続法の内容の周知をより一層徹底し、その適正かつ円滑な運用を推進するため、以下の事項について実施した。

意見公募手続等の説明を加えた行政手続法普及啓発用ブックレット（改定版）（処分、不利益処分、行政指導、届出、意見公募手続等編）（国民向け）及び意見公募手続等普及啓発用パンフ

レット（国民向け）を作成し、経済団体等に配布し、また、総務省ホームページに掲載することにより、行政手続法の内容について周知の徹底を図った。

ブックレットやパンフレットに加えて、Q & A形式を導入しているなどより分かりやすい行政手続法周知・広報用DVD（行政機関職員向け）を行政機関に配布するとともに、行政機関の職員に対する研修について、行政手続・制度調査室から講師を派遣し同DVDを用いて講義等を実施した。

上記の事項を実施したことにより、多くの国民や行政機関に複数手段による制度の認知の機会を提供したことから、行政手続法の内容の周知に関する取組の有効性が認められる。

（イ）「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」

平成 17 年度の各府省における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況を把握するため、同制度の実施状況調査を実施し、平成 18 年 9 月にその調査結果を公表した。調査結果では、平成 17 年度中に、各府省等が、法令適用事前確認手続による国民等からの照会に対し回答及びその結果の公表を行った案件は 8 件であった。

また、「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」における指摘、平成 18 年 11～12 月に実施した意見募集や毎年度行っている実施状況調査の結果等を踏まえ、同制度の対象範

囲を拡大することなどの制度改正及び同制度の周知の徹底や回答期間の短縮化などの運用改善について検討している。

上記の事項を実施したことにより、制度改正や運用改善に向けた取組が進ちよくしていることから、法令適用事前確認手続制度の適正な運用を図る取組の有効性が認められる。

また、閣議決定に基づく意見提出手続（旧制度）は行政手続法の一部に法制化されたところであり、旧制度の実施状況調査については、透明性の確保に留意して必要な調査項目に関してのみ行うこととし、上記の事項を重点的に実施したことから、行政手続制度の取組の効率性が認められる。

ウ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上

情報公開条例は、平成 18 年 4 月 1 日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では 98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成 18 年 10 月 1 日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で 99.6%の団体が制定済みである。制定状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。

制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>引き続き、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。</p>	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	法の趣旨の徹底、情報提供施策の充実（DVD の活用等）、行政機関及び独立行政法人等の職員への研修の充実
<p>（行政手続法）</p> <p>引き続き、行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。特に、行政手続法の施行状況調査で明らかになった実態を踏まえ、審査基準が未設定となっている状況の解消に向けた取組みや、インターネット上での審査基準等の公表の推進に向けた取組みを一層効果的なものとしていくことが課題である。</p> <p>また、意見公募手続等の実施について各府省における同手続の実施状況をフォローアップしていくとともに、同手続の周知を図ることが必要である。</p> <p>（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）</p> <p>「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘、平成18年11～12月に実施した意見募集や毎年度行っている実施状況調査の結果等を踏まえ、制度改正や運用改善を行う必要がある。</p>	予算要求	継続的な予算が必要
	制度	行政機関による法令適用事前確認手続の導入については、同制度の対象範囲を拡大するなどの制度の改正が必要
	実施体制・事務のやり方等	法の趣旨の徹底 審査基準の未設定状況の解消やインターネット上での審査基準等の公表の推進（各府省への指導強化等） 意見公募手続等及び行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況の調査 法令適用事前確認手続の制度の周知や回答期間の短縮化などの運用改善
<p>（情報公開条例・行政手続条例）</p> <p>情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、情報公開法、行政手続法の規定を踏まえ、早期に制定するよう、助言等を行っていく必要がある。</p> <p>また、意見公募手続について、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進していく必要がある。</p>	予算要求	
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	引き続き助言等を実施

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

(国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用)

平成19年6月11日、筑波大学法科大学院藤原教授に実績評価書(案)を提示したところ、指標や今後の課題等について、以下の御指摘をいただいた。

- ・ 行政機関情報公開法等に基づく開示請求件数の減少は、制度の定着に伴うもので、自治体でも見られるところ。これは、制度化に伴い行政機関の情報提供が充実すること、情報公開・個人情報保護審査会における答申等の集積により不開示とすることが認められない範囲が認識されつつあり、請求を求められるまでもなく情報提供するようになっているといったことによるもの。
- ・ 独立行政法人等については、情報公開・個人情報保護審査会に諮問された事案をみても、文書管理や文書の特定など行政機関に比べ徹底していないことから、漏えい等事案の把握については特に留意する必要がある。
- ・ 地方公共団体の情報公開条例に基づく判例については、国の行政機関にとっても有意であるので、収集すべきではないか。
- ・ 法律の立案過程や審議会の議事録などの情報提供は、インターネットの普及などの要因もあるが、情報公開法の施行がきっかけとなり、充実しているといえる。指標として定量化することが難しいとは思われるが、例えば従来から設けられている審議会の議事録の提供状況の掲載数を調べるのも一案ではないか。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」(平成17年3月29日情報公開法の制度運営に関する検討会)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050329_1.html
- ・ 「平成17年度における情報公開法の施行の状況について」(平成18年9月総務省行政管理局情報公開推進室)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_05_f.htm
- ・ 「平成17年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について」(平成18年9月総務省行政管理局個人情報保護室)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/jyohokokai_f.html
- ・ 「行政手続法の施行状況に関する調査結果 - 国の行政機関 - 」(平成18年5月総務省行政管理局)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html
- ・ 「行政機関による法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)の実施状況調査の結果(平成17年度)」(平成18年9月総務省行政管理局)
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html
- ・ 情報公開条例の制定状況調査の結果(平成18年8月16日総務省自治行政局)
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060816_1.html
- ・ 地方公共団体における行政手続条例の制定状況(平成19年3月30日総務省自治行政局)
http://www.soumu.go.jp/iken/070330_1.html